

山内委員と横山委員からは、月齢見直しの諮問は米国産牛肉輸入に関連したものと受け止められるとの発言がそれぞれあった。これに対して、厚生労働省は科学的合理性の確保であると回答した。米国産牛肉輸入の問題に関して、寺田委員長から、この問題は別件としてとりあげる予定との追加発言がなされた。

②トレーサビリティ

北本委員から、トレーサビリティには牛を育てる過程に加えて処理過程としてピッキングの有無を含めることが消費者とのコミュニケーションを図る手段として役立つこと、さらにこれをピッキング廃止の方向につなげるよう検討してほしいとの要望があった。これに対して農林水産省から、厚生労働省と連携して今後の検討課題にしたい旨の回答があった。

③飼料規制

吉川座長と山内委員から、肉骨粉の使用規制措置が行われた後の飼料流通の実態について調査する必要性が指摘された。

④SRM除去とピッキング

山内委員からSRM管理の改善の具体的な内容を示すこと、山内および北本委員からピッキング廃止の具体的目標を示すことが要望された

1. 3. 審議の基本方針

我が国におけるBSE対策は①BSE汚染実態の把握（アクティブ・サーベイランス）、②農場における牛の間でのまん延防止（飼料規制）、③農場における生産履歴の管理（トレーサビリティ・システム）、④屠畜場におけるリスク低減措置（BSE検査による感染牛の排除、特定危険部位（SRM）の除去、安全な解体法）から成り立っている。審議にあたっては、これらの対策の実効性を検証し、総合的な判断を行うこととする。

（以下の記述については、定性的リスク評価をまとめることにし、定量的な試算については、参考文献として報告書に添付するかたちが望ましいと考える）

具体的な審議の方針としては、以下の点が確認された。

①月齢見直しの事項は2001年の飼料規制から1年半たった後に生まれた牛についてのリスク評価ととらえる。

②月齢見直しに伴うリスクの変動の検討は、定性的リスク評価、定量的リスク評価の2通りによる評価を試みる。

③定量的リスク評価では、これまでに得られている科学的事実を整理した上で、評価モデルを作成して検討する。その際に、評価における問題点、評価の限界などを明記し、得られた数字が一人歩きをしない配慮が必要である。

④リスク評価の結果は見解にまとめる。この見解には複数併記もありうる。

⑤消費者の信頼を確保するために、リスク・コミュニケーションで提起された問題点を検討し、リスク評価にもとづく見解に反映させる努力が必要である。これは、従来の

審議会での諮問事項に対する答申方式とは異なり、食品安全委員会として初めて取り組む重要な課題であることを認識しなければならない。

2. リスク評価に関する基本的考え方

月齢の線引きによる人への感染リスクの変化は、図1のモデルにしたがって、飼料規制、BSE 検査、SRM 除去、解体法の改善などリスク低減措置の実効性を総合的に評価することで推定する。

リスク評価には基本的に定性的手段と定量的手段の2つがある。しかし、科学的に不明な点が多いBSEでのリスク評価のほとんどは定性的手段に依存している。また定量的手段でも比較的単純なモデルを利用している。たとえば、EUにおけるリスク評価ではゼラチンや動物性油脂のように実験的データが得られたもの以外は、定性的評価が行われている。地理的BSEリスク評価に関しては、輸入生体牛及び輸入肉骨粉等に由来する導入リスクについて定量的評価が、国内でのBSEプリオントン増幅については定性的評価がそれぞれ行われている。

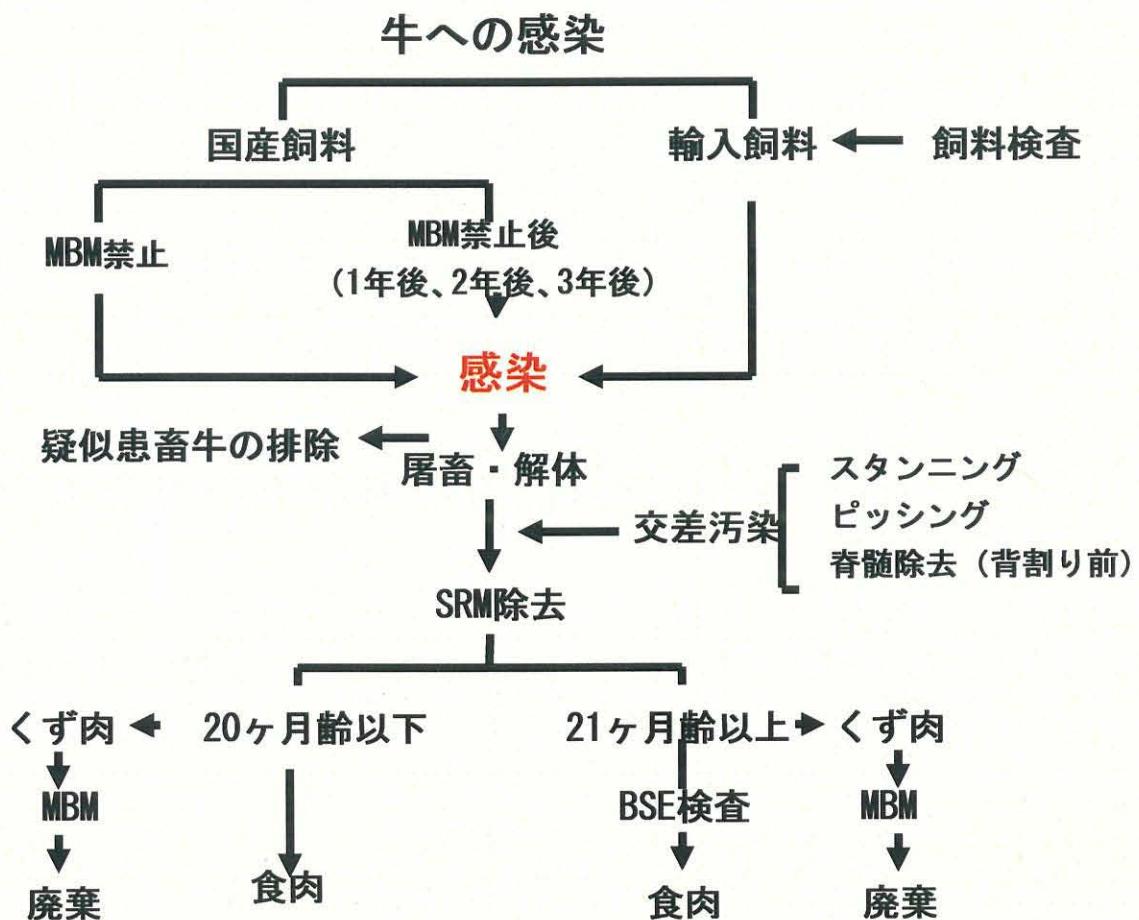
定量的リスク評価は、客観的手段として望ましいが、BSEの場合、科学的データがきわめて限られているために、国際的に受け入れられているモデルはできていない。したがって、定量的リスク評価は一定の前提条件のもとに行われる試算という点を認識しなければならない。この場合、前提条件、用いた推計学的手法、問題点などを明示することが必要である。

本委員会では定量的リスク評価を行う場合、人への感染源となるBSEプリオントン量の面から推測する暴露リスクの検討と、BSE検査とSRM除去によるリスク低減効果の確率論による検討の両面から行うこととする。

2. 1. 考え方のモデル

図1：リスク評価に関する基本的考え方（モデル）

（食肉へのBSEプリオンの流れ図）



2. 2. 主な論点

①飼料規制の実効性

BSE発生国からの生体牛はその発生が確認される都度輸入停止措置がとられてきている。肉骨粉は2001年10月以後は輸入停止（20回参考資料5—参考資料5、資料3—5）になっている。しかし、配合飼料の輸入内訳は農林水産省では把握できておらず、貿易統計からの推定に依存している。この推定によれば、配合飼料の原料となる飼料穀物等濃厚飼料の90%は輸入に依存している。国際的なBSE汚染の実態は不明であり、肉骨粉の混入した飼料の輸入を防止しうるか否かに関しては、予断を許すことはできず、何らかの措置が必要である。

国内で生産される飼料に関しては化製場における肉骨粉製造ラインの分離（20回参考資料5—参考資料5、資料2）、配合飼料工場における対象畜種の特化、あるいは製造工程のライン分離（20回参考資料5—参考資料4、資料2—2）が進んでおり、リスク回避の効果はある程度評価できる。また、配合飼料の中への動物性蛋白の混入を否定する制度については、法的に禁止されている（20回参考資料5—参考資料4、資料2—2）。さら

に、規制の遵守状況を監視するため、国内の配合飼料工場の検査も行っている（20回参考資料5—参考資料4、資料2—4、資料6—1）。2001年の規制以前に生産された汚染飼料がなくなる見通しに関しては、化製場での回転が2,3日、製造工程での回転が1ヶ月、農家での滞留が3ヶ月くらいであること（20回参考資料5—参考資料4、資料4）を勘案すると、6ヶ月以上かかる可能性を考える必要がある。しかし、今回月齢線引きの対象となる20ヶ月齢以下の牛が生まれたのは2003年7月以降になるため、規制以前の飼料が与えられた可能性は低いと推測される。

他方、国内で生産された飼料に関しては、限られた数ではあるが飼料中の肉骨粉混入検査がなされており（2001年10月から2004年3月末までに724件検査）、その結果は陰性であった（20回参考資料5—参考資料4、資料2—4）。この立入検査で肉骨粉が検出された例はこれまでにないので、飼料の監視はある程度できていると考えている。しかし、検査には技術的限界があるため遵守に重点を置いており、業者の届出をチェックすることにしている（20回参考資料5—参考資料4、資料1）。また輸入業者の届出義務に、原料の届出義務を追加する措置はこれから実施することになっている（20回参考資料5—参考資料4、資料1）。したがって、輸入され製造された配合飼料のリスクについては、低いと推測されるものの、実効性については不明である。

トレーサビリティ制度については2003年12月に生産段階で義務づけられ（20回参考資料5—参考資料4、資料1、資料9）、2004年12月から流通段階でも義務づけられた。生産段階の実効性に関しては、BSE同居牛の検出などに効力を発揮している。流通段階の実効性についての検証はこれからの課題である。

②BSE検査

リスク牛の検査は2004年4月から24ヶ月令以上のすべての牛を対象として完全実施された（20回参考資料5—参考資料4、資料1）。2005年1月末までに138,912頭が検査され、3頭のBSEが摘発された。死亡牛の検査体制の構築が遅れたことにより、我が国のBSE汚染状況の把握が困難となり、結果的に今回のリスク評価に大きな影響を与えた。

若齢牛での陽性例については、BSE検査での全陽性頭数が少ないため、現時点で傾向を読むことは難しいが、と畜場検査で11例中2例の陽性率は無視できない。BSEプリオンの体内分布は均一ではないため、高濃度にBSEプリオンが含まれている組織が飼料に混入すれば、若齢牛での陽性例は起こりうる。

検査法の感度の増加による若齢陽性牛の摘発の可能性については国内で開発研究が進展している。また国外では異常プリオンたん白質に特異的なモノクローナル抗体による検査法（も開発されており、今後も若齢陽性牛の摘発される可能性が考えられる。

③SRM除去

SRMは、舌と頬肉を除く牛の頭部で脳、眼球、扁桃が含まれ、また、せき臓、回腸遠位

部(盲腸から2メートルまでの部分)と定義され、2001年10月からと畜解体時に除去することが義務づけられている。また、2004年2月16日から、BSE発生国の背根神経節を含む脊柱の食品使用等が禁止された。SRM除去の遵守状況に関して、厚生労働省は全国的アンケート調査を1回行っている(20回参考資料5－参考資料1、76ページ)。その結果、標準的な作業手順(SOP)の作成、遵守については、ほぼ9割のと畜場で行われており(20回参考資料5－参考資料2、4ページ)、リスク回避についてはある程度有効と考えられる。

厚生労働省の今後の方針によると、SOP及び確認法を記載した文書及び実施記録の作成状況、背割り前の脊髄除去の有無、SRMの焼却方法、背割り後の脊髄の除去方法、枝肉の洗浄方法などについて定期的調査を行い、その結果を公表し、これまで不定期検査であったのを年2回の定期検査とするとなっている(20回参考資料5－参考資料1、1ページ)。しかし、確実なSRM除去が担保されるのは時間を要すると考える。

④ピッキング

ピッキングは現在70%のと畜場で行われている(と畜数で推定80%)(20回参考資料5－参考資料1、1ページ)。厚生労働省では具体的目標を作るための根拠がまだそろえ切れていないため、ピッキング中止の達成目標は示されていない。海外の専門家からは、ピッキングに伴うリスクを指摘されている。

3. 諸問項目に関する評価と見解

3. 1. 定性的リスク評価

3. 1. 1. 定性的リスク評価の考え方

2003年7月以降生まれの牛における2005年3月時点でのBSEプリオンの蓄積度を感染率、蓄積量を基に推測する。感染率及び蓄積量は可能な限り定量的データに基づくが結果は定性的に評価する。さらに、その牛がと殺解体された場合の食肉のBSEプリオン汚染度を汚染率、汚染量を基に推測する。これらは生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と同様に可能な限り定量的データに基づき判断するが、結果は定性的に評価する。評価する項目については図2に示した。

21ヵ月齢未満を検査しなかった場合にリスクにどのような変化が生じるかを定性的に評価する。

判定は定量データがある部分はそれを参考にしてランク付けし、データがない場合には専門家の意見とする。